

# 福岡県公報

平成十八年三月八日  
第二千五百五号  
増刊 ①

目次

告示（第四百五十六号）

○農業振興地域の指定の変更

告示

（農業振興課）

福岡県告示第四百五十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和四十七年十月福岡県告示第十九十八号）により指定した宮田農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農政部農業振興課及び福岡県飯塚農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月八日

福岡県知事 麻生 渡

一 農業振興地域名

宮田地域

二 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の黒色部分に該当する土地の区域

（斜線部分は今回縮小箇所）

発行  
福岡市  
(博多区東公園七番七号)  
総務部行政経営企画課

販印  
壳刷  
株福岡式会社  
会箱崎ふ頭六島  
川丁目弘文二号

定価  
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)

宮田農業振興地域の区域を表示した図面  
(宮若市)

凡 例	行政区域	
	農業振興地域の区域	
	今回除外する区域	
	行政界	

